

広陵町放課後子ども育成教室登録選考に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広陵町放課後子ども育成教室条例施行規則（平成25年9月広陵町規則第2号。以下「規則」という。）第7条第1号に規定する状態となった場合、放課後子ども育成教室に登録する児童の選考を行う際に公正かつ適切に行うための基準等について必要な事項を定めるものとする。

(登録選考方法)

第2条 登録の選考は、登録申込受付期間内に申し込みがあった児童を対象とする。

2 登録選考時の優先順位は、保護者等に係る別表第1に掲げる基本指数に別表第2に掲げる学年指数及び別表第3に掲げる調整指数を加えた指数（以下「実施指数」という。）をもって選考する。

3 実施指数が同一である場合の優先順位は、別表第4に掲げる優先順位により選考する。

(必要書類)

第3条 選考となることが見込まれると町が判断した場合、登録をさせようとする児童の保護者は、規則第5条に規定する放課後子ども育成教室登録申込書（第1号様式）以外に、次に掲げるいずれかの書類を町長に提出するものとする。

(1) 【放課後子ども育成教室】就労形態等証明書兼申告書

(2) 【放課後子ども育成教室】求職要件に関する申立書

(3) 【放課後子ども育成教室】就学証明書

2 町長は、登録をさせようとする児童の保護者が、前項で掲げる【放課後子ども育成教室】就労形態等証明書兼申告書を提出する場合、必要に応じて次に掲げるいずれかの書類の提出を求めることができる。

(1) 母子健康手帳の写し

(2) 診断書

(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の写し

(4) 確定申告書の控え又は自営業が確認できる名刺等

附則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。